

令和7年6月26日 提出(追加)

笛吹市長 山下 政樹



目 次

- 議案第62号 笛吹市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
- 議案第63号 笛吹市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 議案第64号 令和7年度笛吹市一般会計補正予算(第2号)について

議案第 62 号

笛吹市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に
関する条例の一部改正について

笛吹市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例
の一部を改正する条例を次のように定める。

笛吹市条例第 号

笛吹市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に
関する条例の一部を改正する条例

笛吹市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例
(平成 16 年笛吹市条例第 27 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条中「7 円 73 銭」を「8 円 38 銭」に改める。

第 11 条中「541 円 31 銭」を「586 円 88 銭」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の笛吹市の議会の議員及び長の選挙における選挙運
動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」
という。)以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日ま
でにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

提案理由

公職選挙法施行令の一部が改正され、国政選挙における選挙公営の上限額が
増額されたことに伴い、笛吹市の議会の議員及び長の選挙における選挙公営の
上限額をこれに準じて増額するため、所要の改正を行う必要がある。これが、
本改正案を提出する理由である。

笛吹市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例(平成16年笛吹市条例第27号)新旧対照表

改正案	現行
<p>(選挙運動用ビラの公費負担額及び支払手続)</p> <p>第8条 市は、候補者(前条の届出をしたものに限る。)が前条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚あたりの作成単価(当該作成単価が8円38銭を超える場合には、8円38銭)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に支払う。</p> <p>(選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第11条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方である選挙運動用ポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、586円88銭に当該選挙における選挙運動用ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万6,250円を加えた金額を当該選挙における選挙運動用ポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。)を超える場合には、</p>	<p>(選挙運動用ビラの公費負担額及び支払手続)</p> <p>第8条 市は、候補者(前条の届出をしたものに限る。)が前条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚あたりの作成単価(当該作成単価が7円73銭を超える場合には、7円73銭)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に支払う。</p> <p>(選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第11条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方である選挙運動用ポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、541円31銭に当該選挙における選挙運動用ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万6,250円を加えた金額を当該選挙における選挙運動用ポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。)を超える場合には、</p>

当該単価の限度額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該選挙における選挙運動用ポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限り、)を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該選挙運動用ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該選挙運動用ポスターの作成を業とする者に対して支払う。

当該単価の限度額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該選挙における選挙運動用ポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限り、)を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該選挙運動用ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該選挙運動用ポスターの作成を業とする者に対して支払う。

議案第 63 号

笛吹市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部改正について

笛吹市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例を次のように定める。

笛吹市条例第 号

笛吹市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例

笛吹市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成
16年笛吹市条例第 48 号)の一部を次のように改正する。

別表 7 の項中「10,800」を「12,200」に改め、同表 8 の項中「12,800」を
「14,500」に改め、同表 9 の項中「11,300」を「12,800」に改め、同表 10 の
項中「10,800」を「12,200」に改め、同表 11 の項中「10,900」を「12,400」
に改め、同表 12 の項中「9,600」を「10,900」に改め、同表 13 の項及び 14 の
項中「8,900」を「10,100」に改め、同表 15 の項中「10,700 円」を「12,400
円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部が改正され、国政選挙における選挙長等の費用弁償額等が増額されたことに伴い、本市における選挙長等の報酬の額をこれに準じて増額するため、所要の改正を行う必要がある。これが、本改正案を提出する理由である。

笛吹市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(平成16年笛吹市条例第48号)新旧対照表

改正案			現行		
(報酬)			(報酬)		
第2条 特別職の職員の報酬の額は、別表のとおりとする。			第2条 特別職の職員の報酬の額は、別表のとおりとする。		
別表(第2条、第5条関係)			別表(第2条、第5条関係)		
区分	報酬の額(円)		区分	報酬の額(円)	
1～6 (略)	(略)		1～6 (略)	(略)	
7 選挙長	日額	<u>12,200</u>	7 選挙長	日額	<u>10,800</u>
8 投票所の投票管理者	日額	<u>14,500</u>	8 投票所の投票管理者	日額	<u>12,800</u>
9 期日前投票所の投票管理者	日額	<u>12,800</u>	9 期日前投票所の投票管理者	日額	<u>11,300</u>
10 開票管理者	日額	<u>12,200</u>	10 開票管理者	日額	<u>10,800</u>
11 投票所の投票立会人	日額	<u>12,400</u>	11 投票所の投票立会人	日額	<u>10,900</u>
12 期日前投票所の投票立会人	日額	<u>10,900</u>	12 期日前投票所の投票立会人	日額	<u>9,600</u>
13 開票立会人	日額	<u>10,100</u>	13 開票立会人	日額	<u>8,900</u>
14 選挙立会人	日額	<u>10,100</u>	14 選挙立会人	日額	<u>8,900</u>
15 指定病院等の不在者投票外部立会人	日額	<u>12,400円</u> 以内で、従事した時間に応じて算出した額	15 指定病院等の不在者投票外部立会人	日額	<u>10,700円</u> 以内で、従事した時間に応じて算出した額
16～68 (略)	(略)		16～68 (略)	(略)	

議案第 64 号

令和 7 年度笛吹市一般会計補正予算(第 2 号)について

令和 7 年度笛吹市一般会計の補正予算(第 2 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 442 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 46,497,478 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
16	県支出金	2,403,123	442	2,403,565
	3 県委託金	211,861	442	212,303
	歳 入 合 計	46,497,036	442	46,497,478

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	6,848,101	442	6,848,543
	4 選挙費	62,026	442	62,468
	歳 出 合 計	46,497,036	442	46,497,478